

令和5年（あ）第246号 業務上過失致死傷被告事件

被告人 勝俣 恒久（死亡）

被告人 武黒 一郎

被告人 武藤 栄

意見書

令和7年3月3日

最高裁判所第二小法廷 御中

被害者参加人ら代理人

弁護士 河合 弘之

同 海渡 雄一

同 大河 陽子

同 甫守 一樹

同 北村 賢二郎

意見の趣旨

表記事件の審理について、被害者参加人ら代理人は、刑事訴訟法316条の35にもとづいて、検察官役の指定弁護士の職務権限の行使に関して、本件において被害者が受けた被害に照らして、以下のとおり、意見を述べます。

- 1 指定弁護士が提出した上告趣意書は正当なものであり、これにもとづいて口頭

弁論を開き、原判決を速やかに破棄するよう求めます。

2 最高裁判所は、東京電力・国の影響をうけることなく、本件において、東京電力の元役員の刑事責任を明らかにし、福島原発事故の被害者救済につながる司法判断を行うことを求めます。

福島原発事故の被害者をはじめとする多くの市民が、東京電力との深い関係が明らかになっている草野耕一裁判官が3月21日に退任され、高須順一弁護士が最高裁判事の後任となることが公表されました。

私たちが求めてきた、草野裁判官の事件審理からの自発的な回避が実現しなかったことは残念ですが、退任までに本件に関する判断がなされなかったことは、草野判事と第二小法廷の他の裁判官による良識と叡智のなせる技と理解します。

改めて、本件東電刑事裁判の審理・判断については、私たちが退任を求めていた草野判事が退任されることが決まったので、新任の高須順一裁判官が着任されてから、十分な時間をとって合議を尽くして、判断をされるように強く求めるものです。

意見の理由

はじめに

以下の文章は、2025年1月31日に福島原発刑事訴訟支援団が開催した、第11回 最高裁行動&集会「最高裁は口頭弁論を開け！東電元経営陣の刑事責任を問う」において、被害者参加人代理人である海渡雄一弁護士と大河陽子弁護士の二人で行った「東電刑事裁判のこれまでと上告審勝利の展望」と題した講演の反訳に、当日使用したプレゼンテーションの中でスキップしてしまったものの内容などを加筆してまとめたものです。

福島原発事故の被害者をはじめとする多くの市民が、東京電力との深い関係が明らかになっている草野耕一裁判官が3月21日に退任され、高須順一弁護士が最高

裁判事の後任となることが公表されました。

私たちが求めてきた、草野裁判官の事件審理からの自発的な回避が実現しなかったことは残念ですが、退任までに本件に関する判断がなされなかったことは、草野判事と第二小法廷の他の裁判官による良識と叡智のなせる技と理解します。

改めて、本件東電刑事裁判の審理・判断については、私たちが退任を求めていた草野判事が退任されることが決まったので、新任の高須順一裁判官が着任されてから、新任の高須裁判官のために、十分な記録検討の時間をとったうえで、合議を尽くし、判断をされるように強く求めるものです。

本書面は、新任の高須裁判官をはじめとする、第二小法廷の裁判官諸氏が、事件の流れを理解し、東電刑事裁判の事件記録を読み進めるうえでの、参考資料としてご提出します。

内容

第1部	日本の司法は、なぜ福島原発事故を未然に防ぐことができなかったのか	6
1	伊方最高裁判決の今後に活かすことのできる意義	6
(1)	伊方原発訴訟	6
(2)	原発設置許可審査の目的は深刻な災害を「万が一」にも起こさないこと	7
(3)	高橋利史最高裁調査官との邂逅	8
2	最初の原告勝訴判決—もんじゅ訴訟名古屋高裁金沢支部判決	9
(1)	もんじゅ訴訟	9
ア	地裁	9
イ	高裁（名古屋高裁金沢支部）	10
ウ	高裁の川崎和夫裁判長	11

エ 検証、もんじゅ廃炉.....	13
オ 勝訴判決（名古屋高裁金沢支部）	14
3 2つ目の勝訴判決—志賀原発差止訴訟の金沢地裁判決.....	16
4 2000年代に深まった最高裁の反動化	17
5 中越沖地震が起きていないことにしてしまった柏崎原発訴訟の最高裁判決	17
6 痛恨の2007年浜岡原発静岡地裁判決	19
第2 東電刑事裁判（本件）の現在	23
1 刑事告訴・告発—約1万5000人もの住民らによる告訴・告発.....	23
2 市民の正義・強制起訴.....	25
3 すべてが闇に葬られていたかもしれない	27
4 指定弁護士による起訴状の概要	27
5 37回の公判が重ねられた東京地裁の審理.....	28
(1) 検証申立てを不採用.....	30
(2) 地震学者たちの証言.....	31
(3) 東電幹部山下和彦氏の調書	32
(4) 双葉病院の避難.....	33
6 ああ、永淵裁判長よ、あなたは裁判で何を聞いていたのか!.....	34
第3 福島原発事故の民事責任を問う訴訟をめぐって	35

1	東電の過失責任を認めた判決は多数ある	35
2	最高裁2022.6.17判決（避難者による損害賠償請求訴訟）	36
第4	東電刑事裁判—控訴審判決と、上告審審理の焦点	39
第5	つねに福島原発事故・双葉病院の悲劇に立ち返る	48
第6	東京電力と密接な利害関係を持つ草野耕一裁判官は本件の審理を回避せよ！	48
第7	司法に絶望することなく、国民全体で最高裁を監視していこう=東電株主代 表訴訟の勝利判決を糧に=.....	51
1	東電株主代表訴訟・東京地裁判決	51
2	能登半島地震から振り返る.....	53
3	最高裁で逆転勝利の可能性はある	53

第1部 日本の司法は、なぜ福島原発事故を未然に防ぐことができなかったのか



(大河)

今日は海渡弁護士が第1部から第7部までパワポ資料を作ってくださいましたので、伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求訴訟（以下、「伊方原発訴訟」といいます。）の最高裁判決（以下「伊方最高裁判決」といいます。）からお話を聞いていると思います。

(海渡)

1 伊方最高裁判決の今後に活かすことのできる意義

(1) 伊方原発訴訟

私は、原発事故を起こしたのは電力会社で、国の原子力規制行政に大問題があり、国賠訴訟にもなっているわけですが、裁判、司法にもこの原発事故を引き起こした重大な責任があると思っています。

最初に、原発の裁判が本格的に闘われたのは伊方原発です。断崖を切り開いた所にあり、その埋め立て地と、もともとの地面との間にまたがって原発が建っている、現在の知見でここを見れば、もう見ただけでアウトという感じの立地点です。



撮影 海渡雄一

そして、すぐ沖合には中央構造線がある。当時から伊方沖の部分については、中央構造線は活断層だと言っている研究者がいっぱいいたのですが、なんと最初の伊方原発訴訟では、この原発の沖合の部分の中央構造線は活断層でないという結論で終わっています。信じられないけれども本当のことです。

今では、中央構造線の全体が活断層だと政府の見解も変わりましたが、第一次伊方原発訴訟では、少なくともこの伊方原発あたりの中央構造線は地震活動をしないという、誤った司法判断がなされていました。ただ、1992年に出されたいわゆる伊方最高裁判決は、限界も指摘できますが、今後にも活かせる部分がある、両義的な判決だといえます。

結論は原告敗訴であり、行政の広範な裁量を認め、安全審査の範囲を基本設計に限定した点に大きな問題がある判決でした。しかし、他方で原発の潜在的危険性を正しく理解し、原子力行政訴訟の審理のあり方についての妥当な枠組みを示したものと評価できます。

(2) 原発設置許可審査の目的は深刻な災害を「万が一」にも起こさないこと

伊方最高裁判決は、「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあるこ

とにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため」のものであると判示しています。この「万が一」というところが、とても大事な部分だと思います。最近の司法判断には、この前提が抜け落ちてしまったものが散見されるのは残念なところです。

また、伊方最高裁判決は、違法判断の基準となるべき科学技術水準の時点について、「許可処分時」ではなく「現在」の科学技術水準に照らして判断するとしています。すなわち、この判決は、「現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、」違法と判断するべきであるとしています。原子力分野の科学の最新の進展を、司法判断にも取り入れなければならないという法的な判断が示されているのです。

また、事実上被告側に立証責任が転化されている点も、公害裁判における被害救済について示されていた最高裁の見解を、原発訴訟にも援用したものです。すなわち、被告行政庁がした「判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである」としているのです。

(3) 高橋利史最高裁調査官との邂逅

私（海渡雄一）は、この判決に主任調査官としてかかわった高橋利文最高裁

調査官（のちに最高裁総務局長）とお会いしたことがあります。

私は、2007年にイギリス大使館主催、フィリップス首席裁判官を囲む立食パーティに呼ばれました。不思議なことに、その場には少数の人権問題を取り扱う弁護士と最高裁の最高幹部とフィリップス氏しか参加していなかったのです。イギリス大使館の計らいで、最高裁の幹部と人権問題を取り扱う弁護士たちとの出会いの場をつくらうとしてくれたのだと思います。

この場で、島田仁郎最高裁長官と一緒に、当時総務局長だった、高橋利文氏と出逢ったのです。

高橋氏が、「報道機関から強く批判されたが、私たちは、精一杯の資料を集め、原子力の安全性について徹底的に勉強したうえで、今後の基準となるような判決を書いたつもりです。」（海渡雄一『原発訴訟』20頁）と、恥ずかしそうに話されたのをよく覚えています。高橋氏は、その後、東京高裁判事の在職時に亡くなられています。

2 最初の原告勝訴判決—もんじゅ訴訟名古屋高裁金沢支部判決

3・11前に、原発裁判で住民側が1つも勝ててなかったかということ、2つだけ例外があります。一つは私自身が担当した事件で、もんじゅ訴訟の名古屋高裁金沢支部の判決です。もう1つが今、脱原発弁護士としてもすごく頑張っている井戸謙一裁判長が書いてくれた金沢地裁の志賀原発2号炉の判決です。

(1) もんじゅ訴訟

住民らは、1985年に高速増殖炉もんじゅの設置許可処分の無効確認訴訟を提起しました。

ア 地裁

審理係属中の1995年に、高速増殖炉もんじゅで、ナトリウム火災事故が

置きました。地裁では、この事故について原告らが厳しく追及し、原子力安全委員長であった佐藤一男氏を原告側で証人申請し、事故後に明らかになった事実が、審査時にわかっていたら、設置許可はできなかったという証言まで引き出しました。しかし、福井地裁では、よくわからない理屈で、負けてしまいました。

イ 高裁（名古屋高裁金沢支部）

その後、2003年の高裁判決（名古屋高裁金沢支部判決）で、住民側は、完全に逆転して勝訴判決し、高速増殖炉もんじゅの設置許可無効という判決を勝ち取ることができました。私（海渡）が原発反対の裁判をずっと長くやり続けてこられたのは、この判決で勝てたことが大きいです。いい裁判官に巡り合えば、こんな判決が取れることもあると思ったのです。

同判決は、原子力訴訟において初めて原告の主張を正面から認め、高速増殖炉設置許可処分は無効を確認する判決でした。その理由は以下の3点でした。

- ・2次冷却材漏えい事故と蒸気発生器伝熱管破損事故の2点に関する事故防止のための「基本設計」について、安全審査基準が守られていると判断した原子力安全委員会の安全審査の過程には「看過しがたい過誤，欠落」があった。
- ・「炉心崩壊事故」に対応するための「基本設計」についても、「放射性物質の放散が適切に抑制される」と判断した原子力安全委員会の安全審査の過程には「看過し難い，過誤，欠落」があった。

すこし具体的に説明すると、後に詳しく述べる、鋼鉄製ライナーの溶融塩型腐食の問題以外に、動燃（動力炉・核燃料開発事業団）がイギリスの高速増殖炉において「高温ラブチャ」という現象が発生した蒸気発生器伝熱管破損事故、さらには同様の事故が安全審査中になされた動燃の実験でも同様の深刻な事象が起きていたことについての情報を握りつぶし、原子力安全委員会へも報

告していなかったのです。

「炉心崩壊事故」に関し、動燃は、発生するエネルギーの数値が高い解析結果は記載せず、その数値が低く、原子炉の安全性が維持されることが明らかな解析結果のみを記載した申請書を作成していたのです。

ウ 高裁の川崎和夫裁判長

もんじゅ勝訴判決には、裁判に毎回出席して下さった大阪大学の久米三四郎先生、京大原子炉実験所の小林圭二先生の功績もとても大きいですが、やはり裁判官の功績が大きいと考えています。川崎和夫裁判官が福島原発事故後に、朝日新聞の記者のインタビューに口を開いて話された内容が本になっています。川崎和夫裁判官は、本当に普通の裁判官だったと思います。

東京家裁・地裁八王子支部にいた川崎和夫さんに「名古屋高裁金沢支部へ」との辞令が出たのは、2000年の夏のこと。そんなに忙しくはないのかな、と想像したのもつかの間だった。「もんじゅ訴訟があります」。そう知らされ、川崎さんは「ついてないなあ」と思った。

「国を負かすことへの抵抗は、そんなにはなかった。国策に反する判決をするから重圧を感じたかという、そんなことは感じませんでした。しかし、『変な判決を書いたヤツだと思われるだろうなあ』という思いはありました。『川崎、ばかだなあ』と言われる気がして……。それがプレッシャーといえプレッシャー。だって、それまで原発訴訟で国や電力会社側を負かした判決を出した裁判官はいなかったわけですから。国側の代理人はもんじゅだって当然、控訴棄却だと思っていたことでしょう。まさか負けるなんて夢にも思っていなかったはず。そりゃあ、通常の小さな事件と原発訴訟では、裁判官の大変さは違いますよ。でも、裁判官である以上、自分がこうだなどと思ったら、その通りにすることに、変わりはないんじゃないですか？ だから、どんな事件でも同じです。国策だから遠慮しようとか、そういう思いはありません」（磯村健太郎・山口栄二『原発に挑んだ裁判官』86

このように、川崎裁判長は、最初のうちは何か貧乏くじ引いたなと思って裁判をやってくれたのだけれど、審理の途中で変わっていったのです。高裁でしたが、現地進行協議にも行ってくれました。1年間に渡って、毎月朝から晩までの審理をやって、原告側と被告側両方に、当時まだあまり流行ってなかった、パワーポイントを作らせ、それを説明させて、裁判官がどんどん質問しました。マスコミや傍聴がいると恥ずかしいからということで、傍聴席には原告だけは居ていいが、メディアは入れずに、非公開で審理しました。

我々弁護士も頑張ったと言いたいところですが、我々の隣には久米三四郎先生と小林圭二先生の二人の原子力の専門家が座っていて、裁判官の質問にはその場で、即座に的確な答えが出てくるわけです。打てば響くような審理でした。そして次の回には裁判官の疑問に答えるようなペーパーが出される。ところが向こうは、あたふたして答えられなかったのです。

最初のうちは、川崎裁判長は、「生意気な原告側の主張に国や動燃はぴしつと叩くようなことがどうして言えないのか。」と、彼らを叱咤激励していました。それが、途中から変わったのです。「どうせまた答えられないのですよね」という冷たい感じに変わった。あの瞬間が、僕らが勝つことが決まった瞬間じゃなかったかと思います。法廷の審理の場でそういう化学反応が起きたということです。



磯村健太郎・山口栄二『原発に挑んだ裁判官』より

実は川崎裁判官は裁判官を終えた後、公証人になったのです。うちの事務所の真ん前の公証人役場にこられました。全くの偶然です。僕は遺言書を作ってほしいという依頼者が来ると、そのたびに川崎公証人のところに、公正証書作成の準備とってはアポを取り、その準備は5分か10分で終わるのですが、1時間ぐらい話をして、懐かしいもんじゅの高裁判決のときのこと、最高裁での逆転判決は悔しかったねとか、そういう話をしていたのを思い出します。

エ 検証、もんじゅ廃炉

私はこう考えています。おそらく裁判をやってなかったら、もんじゅは廃炉になっていないだろうということです。もんじゅがナトリウム漏洩・火災事故を起こしたその翌月に検証申し立てをした。裁判所とともに事故直後の検証に入った時に、どんなことがあったのか。



これは検証調書に載っている写真です。鋼鉄製のライナーに腐食しているところがある。そこにブルーシートを貼って、見えなくしていた。我々が見ようと思っていたところは、全部きれいにブルーシートが貼られていた。この写真の赤い線の付いたヘルメットをかぶっている人が弁護団事務局長の福武公子弁護士です。おそらくその隣にいるのが僕じゃないかと思うのですが、ちょっと顔がよく見えません。

私たちは、このブルーシートに怒り、「何だ、これはと。」と行って、裁判所に剥がすように言ってくださいと言ったのです。そうしたら裁判所が動燃の職員に「剥がしてください」と指示し、この写真はシートを剥がした瞬間です。鋼鉄製のライナーが黒く変色していた。これがナトリウムと鋼鉄との熔融塩型腐食反応というものが見つかった瞬間の写真です。

結局、この問題を含めて、判決が指摘した3つの問題が克服できず、もんじゅは廃炉になったのです。

オ 勝訴判決（名古屋高裁金沢支部）

これは、二つとも勝った時の写真ですね。久米三四郎さんの顔がものすごく

うれしそうです。二枚目の写真は、『原発に挑んだ裁判官』という本からとったものです。福武さんと原告団事務局長だった小木曾さんが本当に満面の笑みですね。生涯忘れられない日ですね。久米さんも小木曾さんも亡くなられました。



時事通信



もんじゅ控訴審で勝ち、記者会見で笑顔を見せる原告側関係者

磯村健太郎・山口栄二『原発に挑んだ裁判官』より

福武公子弁護士は、東大の核物理を専攻し、原子力開発の仕事に就いていたあと壁にぶつかり、法律家に転身された方でした。福島原発事故後に起こされた千葉避難者訴訟の弁護団長を務めてくださいました。福武弁護士から、講演の依頼を受けて2022年11月に「6.17最高裁判決をくつがえし、2陣勝利を目指す、千葉集会」に出かけました。福武先生と対談することになっ

ていたのです。直前にお電話をいただき、体調がよくないので、自分は集会に出られないといわれ、心配していました。その翌年である2023年4月に、福武先生は亡くられました。最高裁の6・17逆転敗訴判決は、どんなにか、悔しかっただろうかと思います。

3 2つ目の勝訴判決—志賀原発差止訴訟の金沢地裁判決

次に、志賀原発差止訴訟の金沢地裁判決は、耐震設計審査指針と断層の評価が不合理だという判断でした。まさしく、今の原発訴訟につながるような判断を井戸裁判長がしてくださった。これも弁護団が聞いたら怒るかもしれないけども、弁護団長の岩淵さんは井戸裁判官が勝たせてくれそうだとすることが分からなくて、申請していた証人が全部却下されたといっって、井戸さんを忌避までしてしまったのでした。でも忌避は却下されて、勝訴判決をもらうことになったのです。それくらい原告を勝たせてくれる裁判官は珍しかったといえますね。井戸裁判長が書かれた志賀原発訴訟判決は、今地震を争点にしている訴訟で、我々が言っていることに完全につながっていると思います。



1954年生まれ。神戸や甲府などを経て、2002～06年に金沢地裁・家裁部総括判事。11年に依願退官。現在は滋賀県内で弁護士

磯村健太郎・山口栄二『原発に挑んだ裁判官』より

4 2000年代に深まった最高裁の反動化

重要なことは、この後、最高裁はものすごく悪くなっていきます。伊方最高裁判決を事実上自己否定していくような判決を出していくのです。

川崎判決（もんじゅ訴訟の名古屋高裁金沢支部判決）を覆した2005年5月30日の「もんじゅ最高裁判決」は、今回の「6・17最高裁判決」にそっくりだと思います。というのは、高裁判決の専権である事実認定を、最高裁が勝手に書き換えて、高裁で認定された事実とは全く違うことを認定しているのです。そして、指摘された違法部分について、「事後的に対処可能である」ことを理由に、違法性が治癒されるという、原子力事業者を救済する理論が展開されています。



(時事通信)

5 中越沖地震が起きていないことにしてしまった柏崎原発訴訟の最高裁判決

また、今、第2次訴訟をやっている柏崎刈羽原発については、第一次訴訟が最高裁に係属していた2007年7月に、中越沖地震が起きました。この地震はマグニチュードは6.9という中規模の地震でしたが、柏崎刈羽原発における地震前の想定は450ガルでした。つまり、中越沖地震によって、柏崎刈羽原発における地震動の想定を4倍以上超える地震動が原発を襲いました。使用済み核燃料を運ぶクレーンの継ぎ手が外れるような大変な被害が起きていたわけです。また

燃料棒が支持金具から外れる事態も起きていて、運転中であれば、大変なことになっていた可能性があったと分かってもらえると思います。また、建屋の基礎が、約80センチ地盤沈下しています。



撮影 海渡雄一 2007年7月12日



壊れた核燃料クレーンの継ぎ手



5号炉の核燃料が支持金具から外れた様子 東京電力

しかし、同訴訟の2ゼロ2009年4月23日最高裁判決(判例集未搭載)では、中越沖地震による被害は、高裁の弁論終結後に起きた地震に関する事なので考慮しないの一言で片づけられました。最高裁で、事実認定まで書き換えたもんじゅ訴訟の場合と比較すると、最高裁は原発について、ひどいダブルスタンダードをとっていると思います。

確かに、高裁の弁論終結後に起きた事実を無視する自由が、最高裁判所にはあるのです。しかし、中越沖地震は現に起こっていることに間違いのないわけで、伊方最高裁判決でいう、現在の科学技術水準に照らして判断するという基準に従えば、当然中越沖地震によって得られた知見にもとづいて審理をし直させるために高裁判決を破棄して、審理を下級審裁判所に差し戻すことはできたはずですし、それこそが伊方最高裁判決が命じたことなのです。

この2005年もんじゅ最高裁判決と2009年柏崎刈羽原発訴訟の最高裁判決、この2つの最高裁判決は、まさしく福島原発事故を招き寄せた、司法の重大な誤りだったと総括できると思います。

6 痛恨の2007年浜岡原発静岡地裁判決

中越沖地震のわずか数カ月後、浜岡原発差止訴訟の静岡地裁判決(宮岡章裁判

長) で、福島原発事故を防ぐきっかけとなり得た機会を逃してしまうということが起きてしまいました。

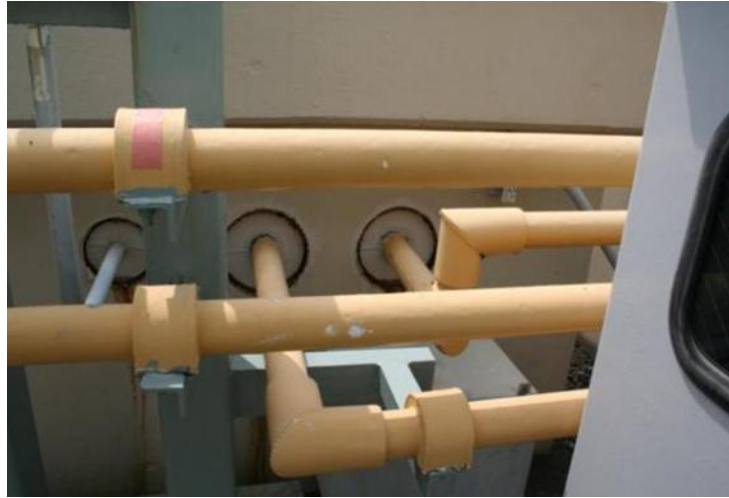
同訴訟では、住民側は、地震時に原発が停止できるか、配管機器の健全性が保たれるか、地震による共通原因故障に耐えられるか、地震時に非常用電源の起動ができるか、などを争点にしました。まさにこれらは福島原発事故とすごく重なっている論点でした。

浜岡原発の検証調書にはちゃんとディーゼル発電機の写真が載っています。



浜岡原発差し止め訴訟 検証調書より

原告側の指示説明の中では、ここは1階にあるから津波の時は水没の危険があると書いています。軽油タンクも津波の時には流されてしまうと書きました。どちらも、福島原発事故の時に再現されました。



軽油タンクからディーゼル発電機に送られる送油管 前同検証調書より

軽油タンクからディーゼル発電機に油を送るための送油管、このちゃちなつくりを見てください。これが地震にはとても耐えられないだろうということも書いています。この写真を見ただけでも、この管が東海地震の時に持つとは思えませんよね。

ところが、静岡地裁判決をもらってみると、抽象的可能性の域を出ない巨大地震を国の政策上むやみに考慮することは避けなければいけないというのが判決でした。

同判決は、想定東海地震を超える地震動が発生するリスクは存在するといっています。マグニチュード9クラスは起き得るといっているのです。だけどそれは想定しちゃいけないといっているのです。何を言っているのでしょうか。この話をすると、僕は涙が出てきちゃうのです。

この裁判で、地震学者の石橋克彦先生は法廷で証言してくださっただけじゃなくて、判決を聞きに来てくれたのです。今から考えると、恥ずかしくて穴があったら入ってしまいたいところですが、私は、石橋先生に「今日は、判決で勝ちますから、先生、一緒に法廷の中で判決を聞いてください」と誘ったのです。そうしたら、石橋先生は、「海渡さんはちょっと甘いですね。僕はそうは思えないので、外で待っています。」と言われたのです。私は、随分冷たい人だなと思ったのですが、直後に石橋先生の予言の方が当たっちゃったのです。我々はその後、記者会見をしたのですが、記者はどちらかという石橋先生の方に駆け寄って、コメントを取ろうとした。そのコメントが残っています。



2007年10月26日 浜岡原発訴訟・静岡地裁判決 －福島原発事故を防ぐきっかけとなりえた 機会を逸した司法の原罪－



原子力資料情報室・2007年10月26日「声明 浜岡原発運転差し止め訴訟不当判決に抗議する ★抗告理由書UP!」 (<https://cnic.jp/581>)

34

「この判決が間違っていることは、自然が証明するだろうが、その時、私たちは大変な目にあっているおそれが強い」



(石橋克彦先生 2011年4月 オンライン講演にて)

僕は福島原発事故が起こって、事故が日増しに深刻化する状況をテレビで確認しながら、石橋先生が、あの日静岡地裁で言われた言葉を思い出したんです。先生がいわれた通りになったなと思って、当時僕は日弁連の事務総長をやっていたのですが、石橋先生にメールを送り「先生の言われていたとおりになりましたね」といったのを覚えています。

第2 東電刑事裁判（本件）の現在

1 刑事告訴・告発—約1万5000人もの住民らによる告訴・告発

福島第一原発事故によって甚大な被害を受けた福島県の住民らを中心とした1万4,716人もの人々が、2012年6月11日、同年11月5日に、福島地方検察庁へ、東京電力株式会社の取締役らが福島第一原発事故を引き起こしたとして、同取締役らの刑事責任を追及するよう求めて告訴しました。



(週刊金曜日オンライン・2012年12月6日「福島原発事故の第2次刑事告訴・告発状に1万3千超の人々——検察は政府関係者も聴取へ」)

(海渡)

この写真を見ると、みんな若いなと思いますね。右から福島第一原発の建設時から反対運動に取り組んでこられた石丸小四郎さん、武藤類子さんと佐藤和良さんの間に私が挟まれています。佐藤さんの左側にいるのは人見やよいさんだと思います。このプレゼンをつくりながら、この写真を見つけて貼りつけて、写真をよく見ているうちに、人見さんの小柄な姿を写真の中のデモ行進の最前列に見つけて、ちょっと涙ぐんでしまいました。人見さんは、一審判決後に、2021年9月に、病で亡くなられています。

この時はすごい数の人がデモ行進に来てくれたと思います。この時はすごい数の人がデモ行進に来てくれたと思います。それで第2次刑事告訴は1万3000人で告訴しました。

2013年9月に不起訴処分になった。この時、重要だったことは、検察庁は福島地検から事件を東京地検に移して、東京地検で不起訴にしたのです。

これは何のためにやったか明らかですね。検察審査会が福島だったら、絶対に

強制起訴になるだろう、東京なら避けられると思って、事件を移したのです。許しがたいことです。そういう酷いことをしてくれました。

私たちは、すぐさま東京の検察審査会に申し立てて、2014年7月31日と2015年7月31日に2度の起訴議決を勝ち取った。被告人の武藤栄が、福島原発の津波対策を見送るのを決めたのは、2008年7月31日でした。この7月31日にはなぜか因縁があるのです。

2回に渡って検察審査会の議決が取れました。強制起訴をするためには、検察審査会の委員11人いるうちの8人以上が賛同しなければいけないのです。裁判員が死刑判決を言い渡す時も多数でいいのですよ。しかし、この強制起訴の場合は11分の8を超えなければいけない。2回に渡って11分の8を超えるというのは、いかに困難かですよね。その困難をかいくぐってなんとか強制起訴にこぎつけたのだということを是非わかっていただきたいと思います。

2 市民の正義・強制起訴

(海渡)

ちょっと懐かしい写真ですね。「市民の正義」、「強制起訴」のびろーんをつくって、武藤さんたちと当時裁判所の近くにあった河合弁護士の事務所で待っていたのです。もう間もなく出るかと思って、ずーっと待ち続けていた時間が長かったような気がします。出ましたというので、裁判所に議決をもらいに行った。2回目の議決で、東京新聞は号外まで出してくれたのです。

東電元3幹部 強制起訴へ



勝俣恒久元会長 武藤栄元副社長 武島一郎元副社長

二〇一一年三月の東京電力福島第一原発事故をめぐり、東京第五検察審査会が、東電の勝俣恒久元会長と旧経営陣三人を業務上過失致死傷罪で起訴すべきとする「起訴議決」を出したことが分かった。被災者らでつくる「福島原発告訴団」が三十一日、明らかにした。勝俣元会長ら三人は今後、裁判所が指定した検察官役の弁護士に強制的に起訴される。市民の判断によって、原発事故の刑事責任が初めて裁判で問われることになった。他に起訴議決が出されたのは、武藤栄元副社長と、武島一郎元副社長ら。勝俣元会長ら三人は、福島原発告訴団に刑事告訴・告発されたが、東京地検などの捜査の結果、不起訴・嫌疑不十分となった。検察審査会は昨年七月に起訴相当と議決。地検の再捜査で今年一月に再び不起訴となり、二回目の審査を続けていた。

2016年7月21日東京新聞

検察審2回目議決 原発事故で業過致死傷罪



私たちは、この2回目の強制起訴議決をもらうまで、実際に、この原発の津波対策について、東電の中でどんなことが行われていたか全く分からなかった、本当に全く分からなかったのです。

2回目の強制起訴議決はかなり詳しい事実関係が書いてあるのですが、その中に2007年の12月の時点で東電としては長期評価を取り入れる方針を決めていたと書かれていた。

2009年6月にはバックチェックを終える計画だったとも書かれていた。だから津波対策は完了しているはずだったということが書かれていたわけです。

だから、2008年7月の武藤栄さんが対策を先送りした決定というのは、これは東電のいったん決まった方針を覆しているのだとこの議決に書かれていたわけです。まあ、本当にびっくりしたね。この日に、この議決をもらって読んだ時の衝撃は、忘れることができないですね。

我々は、こんな重大なことが隠されていたことも知らないで、検察審査会の申立をしていたわけです。そして、2016年の2月に、指定弁護士の先生たちが起訴をしてくれたのです。考えてみると、本当に恐ろしいことです。この起訴がなければ、真実は永遠に闇に葬られていた可能性があるということです。

3 すべての闇に葬られていたかもしれない



指定弁護士による起訴時の記者会見

(海渡)

武藤類子さん、「今も困難にある被害者にとって大きな励みになる。裁判で、私たちがまだ知らない新しい真実が明らかにされ、責任を取るべき被告人たちに公正な判決が下ることを信じている」。

河合弘之弁護士、「もし検察審査会が2度にわたって起訴すべきと議決していなければ、この問題が全て闇に葬られていた」と。「針の穴にラクダを通すような難しい作業でようやくここまでたどり着いた。二度と事故を起こさないよう徹底的に究明してほしい。」

河合先生は、やっぱりこういう時のコメントが上手だと思いますね。

4 指定弁護士による起訴状の概要

2016年2月、検察官役の指定弁護士は、検察審査会が「起訴議決」をした東京電力の勝俣恒久元会長、武藤栄元副社長、武黒一郎元副社長を、業務上過失致死傷の罪で東京地裁に強制起訴しました。

起訴状は、被告人は原発の敷地の高さである10メートルを超える津波が襲来

し、建屋が浸水して電源喪失が起き、爆発事故などが発生する可能性を事前に予測できたのに、防護措置などの対策をする義務を怠ったと指摘しています。

5 37回の公判が重ねられた東京地裁の審理

(海渡)

東京地裁の審理を振り返りましょう。

これは第1回公判の代表取材で撮影された記念すべき写真ですね¹。この法廷の弁護側の前列に座っている5人が指定弁護士たちで、その後ろに座っているのが我々、被害者代理人弁護士です。我々は、傍聴人じゃなくて犯罪被害者代理人という立場で、バーの中に入って、被告人に対しては、尋問をやらしてもらい、意見も述べる機会がもらえました。

私たちは、告訴・告発代理人と犯罪被害者代理人という2つの立場でこの事件に関わらせてもらいました。



東京地裁では、合計21人の証人尋問を実施し、37回の公判が行われ結審しました。21人（今村文彦氏は前後2回）の証人が法廷で取り調べられました。

¹ 2017年6月30日産経新聞「検察官役、刑事弁護のスペシャリスト 裁判長も刑事の担当長く」福島第1原発事故を巡る初公判に臨む検察官役の指定弁護士ら＝30日午前、東京地裁（酒巻俊介撮影）<https://www.sankei.com/article/20170630-F3MLYNRWLVDPDLMPDW3KP3PYMUQ/>

- 第1回 冒頭手続き
- 第2回 上津原勉氏 東電広報担当 東電事故調事務局
- 第3回 追加の書証調べ
- 第4回 久保賀也氏 東電設計 津波計算の担当
- 第5, 6, 7回 高尾誠氏 2008年当時東電土木グループ課長, 2020年当時GM
- 第8, 9回公判 酒井俊朗氏 土木グループGM
- 第10回公判 前田憲二氏 文部科学省 地震調査研究推進本部事務局
- 第11, 12回公判 島崎邦彦氏 地震学 元原子力規制委員長代理・地震調査研究推進本部長期評価部会長
- 第13, 14回 都司嘉宣氏 歴史地震学 地震調査研究推進本部長期評価部会委員
- 第15回 今村文彦氏 津波工学 福島第一原発のバックチェック審査担当
- 第16回 首藤伸夫氏 津波工学 土木学会津波評価部会部会長
- 第17回 岡本孝司氏 原子力工学
- 第18, 19回公判 金戸俊道氏 東電土木グループ
- 第20回公判 堀内友雅氏 東電土木技術グループ 海側の津波対策案の立案者
- 第21回公判 安中正氏 東電設計 技師長 確率論の専門家 理学部門のリーダー
- 第22回公判 松山昌史氏 電力中央研究所 土木学会津波評価部会事務局を担当
- 第23回公判 安保秀範氏 日本原電東海第二原発の津波対策を検討・実施
- 第24回公判 西村功氏 東電の地震動対策担当
- 山下和彦氏 中越沖地震対策センター所長 健康上の理由で出廷不能のため調書の全文が朗読された。
- 第25回公判 松澤暢氏 東北大学大学院 地震学の専門家 (弁護側申請)
- 第26・27回公判 双葉病院の避難は放射能に阻まれたこと
- 第26回公判 避難に関わった双葉病院の看護師、ケアマネージャー、医師の証人尋問、自衛隊や福島県職員などおよそ20人分の供述調書が読み上げられ、過酷な避難

の過程が明らかに。

第27回公判 被害者遺族の調書の読み上げ

第28回公判 今村文彦氏 津波工学 防潮壁の効果と施工について再尋問

第29回公判 名倉繁樹氏 原子力安全・保安院安全審査官 耐震バックチェック時の審査担当

第30, 31回公判 武藤栄被告人質問

第32回公判 武黒一郎被告人質問

第33回公判 勝俣恒久被告人質問

第34回公判 被害者心情意見陳述

第35回公判 指定弁護士論告・求刑 被告人三名共通で禁錮5年

第36回公判 被害者代理人 事実意見陳述

第37回公判 弁護人ら弁論

第38回公判 判決言渡 被告人ら全員無罪判決

同一証人で、東電社員の高尾氏は3回、同社員の酒井氏、同社員の金戸氏、地震の専門家である島崎氏、同専門家である都司氏は2回の期日が開かれました。

(1) 検証申立てを不採用

指定弁護士は、繰り返し、高さ30メートルの高台をすり鉢状に掘り込み高さ10メートルの地盤に建設された福島原発の現地を見ることが、津波対策の重要性について裁判所が正確な判断を行うために必要不可欠であるとして現地検証の実施を強く求めました。

しかし、残念ながら、東京地裁は、検証の申し立てを採用しませんでした。

(2) 地震学者たちの証言



(島崎邦彦氏・元地震調査研究推進本部長期評価部会長)

できるだけ自由に意見を言えるように、リラックスして議論ができるように心掛けた。
いろいろな意見を言ってもらって、コンセンサスに達するまで議論を深めるやり方をしていた。
論文は人と違うことを書くから論文になるが、**長期評価はみんなが考えていることをコンセンサスとしてまとめたもの。**



(都司嘉宣氏・地震調査研究推進本部長期評価部会委員)

1677年延宝房総沖地震については、「岩沼」が被災したとの古文書があった。「岩沼」は仙台の近くでいくらなんでも房総沖から遠いから「いわき」の誤記だろうと考えられていたが、田村右京太夫という殿様の名前が記載されており、この人が岩沼の領主と判明し、延宝房総沖地震の津波が仙台近くの「岩沼」まで及んでいたことが裏付けられた。

54

(海渡)

このふたつの似顔絵も、亡くなられた人見やよいさんが書いてくれたものです。

前回この集会に来てくださった島崎邦彦先生は、原子力規制委員会の委員長代理まで務められた方です。東京地裁の第11回と第12回の2回の公判に出席し、丸2日間証言しておられます。証言の中で、3.11直前に公表予定だった長期評価第2版の公表が、原子力ムラに邪魔されていたということをはっきり証言してくださいました。

また、推本（地震調査推進本部）の長期評価は、できるだけ自由に意見を言えるように、リラックスして議論ができるように、コンセンサスに達するまで議論を深めた。みんなが考えていたことをコンセンサスとしてまとめたということでした。

都司嘉宣先生は、歴史地震の大家ですが、当時の古文書まで調べて、延宝房総沖という千葉の房総沖の地震が、仙台の岩沼近くにまで津波が及んでいたことを明らかにしました。これもすごく重要な点で、太平洋領域全部つながっているということの論証ができました。この似顔絵も人見さんが描いてくれた似

顔絵ですね。

(3) 東電幹部山下和彦氏の調書

(海渡)

東京地裁の第24回公判では、東電幹部の山下和彦氏が推本の長期評価を取り入れる方針を、2008年の2月の御前会議で了承してもらっていた、という調書が明らかになりました。

山下和彦氏は、健康上の問題で、残念ながら刑事裁判には出てこれなかったし、東電株主代表訴訟の控訴審でも証人採用を裁判所もやろうと思って、健康状態を東電側に尋ねたのですが、出られない状態だということでした。何か隠されているような感じがします。



平成23年1月31日、日本保全学会の第11回保全セミナーで、
セミナー企画委員長として挨拶する山下和彦氏³

彼自身は東電に事故発生の責任があることを全部認めているのです。しかも、いまも、Facebook上ではいろいろ活動しているんですね。僕らはお友達ではないので、彼の書いていることは読めないけれども、Facebookに活動中のアカウントがあることは明らかです。

東京でオリンピックを開催することが決まった時に、当時の安倍首相が、ブ

³ https://jism.or.jp/jism_old/news/s11photos.html

エノスアイレスで、福島はアンダーコントロールだと言ったことがありました。その会見の直後に「いや、アンダーコントロールじゃありません」と勇気ある東電の幹部が言ったのですが、あの方が山下氏です。権威とか、そういうものにおもねらないで、本当のことを言う人だということがわかりますよね。

彼の調書について、刑事裁判の1審、2審の無罪判決では信用できないと言っています。山下氏が、強制されて、嘘を言わされたというならわかりますよね。日本は恐ろしい国で、ずっと本当のことを言わないといつまでも保釈されないという人質司法があるのは、私たちも何度も味わってきたことです。しかし、彼は一度も逮捕もされてないし勾留されていません。任意の取り調べを受けただけで、それも何回にも渡って断続的に取り調べをされていて、全部認めているわけです。そういう調書が残っているということは、この刑事裁判のとても重要な点かなと思います。

(4) 双葉病院の避難

(大河)

ここからは被害の関係です。双葉病院の避難が放射線によって阻まれたってということで、原発事故の被害については、事故後、チェルノブイリや福島の方々のお話を聞いてきたけれど、原発に近い病院でどんなことがあったのかの詳細は明らかになっていませんでした。

東京地裁の審理で明らかになった調書や証言によると、放射線が高い中で作業をすることが、どれだけ難しいか、恐怖もすごくあったことが明らかになりました。線量計の鳴る間隔がどんどん短くなっていくというのは、やはりとても怖い話だなと思います。医療関係の方々もすごく頑張って、少人数の医療スタッフが事故後も残り、何百人もの患者をずっと見ていた。

被告人らは、原発事故が起きても避難計画もなく、住民らが避難できない状況にあるのに、原発の安全性をすごく軽視していた。そういう面からも被告人

らの責任は重いといえます。

(海渡)

東京地裁の第26回、27回公判は、本当に被害の実態がものすごくよくわかった、重要な回でした。被害者のご遺族の調書も読み上げられて、傍聴席からすすり泣きの声が聞こえるような状態でした。第34回では被害者が、実際に法廷に立っての心情、意見が述べられました。これについて、1審判決も2審判決も一切一言も触れてないです。それについて言及して、裁判所がどう思うかも一切述べられてない。完全に無視されているのです。それがこの1審、2審判決の判決が、人道的にも、人の道から離れて酷かった部分だと思います。

6 ああ、永淵裁判長よ、あなたは裁判で何を聞いていたのか！

(海渡)

2019年9月19日に永淵裁判長が判決を言い渡しました。人見やよいさんが、すごくよくまとめてくれています。



これをちょっと読んでみましょう。

「被告人らはいずれも無罪。

当時の社会通念では、絶対的安全を前提としてないし。

長期評価は信頼性が低いし。調査を土木学会に委ねることだって、誰も反対しなかったじゃん。

3被告は、大津波が襲来する認識はあったけど、その数字が確かなものだとは思っていなかったそうだし・・・。」

短いけれど、本当に判決のくだらない内容を的確にまとめてくれていると思います。彼女は判決を聞いていたので、怒り狂って書いてくれたのだと思いますけれども、まさにこんな判決でした。告訴人であり告訴団団長としてみなさんを率いている武藤類子さんがハンカチで涙をこらえている写真もあったので載せておきます。



日本経済新聞 2019年9月19日

「東電旧経営陣無罪 検察役は控訴検討も「判決、国に付度」」⁴

第3 福島原発事故の民事責任を問う訴訟をめぐって

1 東電の過失責任を認めた判決は多数ある

(海渡)

⁴ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO49998230Z10C19A9CC1000/>

福島原発事故の民事責任を問う訴訟は、損害賠償訴訟と株主代表訴訟があります。東電は、原子力損害賠償責任法によって、無過失でも責任を負うのですが、過失責任を厳しく断罪し、慰謝料の算定に当たって考慮した判決はたくさんあります。刑事裁判の証拠ももとにして、東電の過失責任を厳しく断罪した判決がこんなにあるんですね。

- ①福島地裁平成29年10月10日判決（判時2356号3頁）
- ②京都地裁平成30年3月15日判決（判例時報2375・6号14頁）
- ③松山地裁平成31年3月26日判決
- ④仙台高裁令和2年3月12日判決（判例時報2467号27頁）
- ⑤仙台地裁令和2年8月11日判決
- ⑥仙台高裁令和2年9月30日判決（判例時報2484号185頁）
- ⑦高松高裁令和3年9月29日判決

たとえば、生業訴訟・仙台高裁令和2（2021）年9月30日判決は、津波バックチェックに係る2008年頃の東電内部の資料の記載等を取り上げ、東電の義務違反の程度は「決して軽微とはいえない程度」として「慰謝料の算定に当たって考慮すべき要素の一つ」としています。

2 最高裁2022.6.17判決（避難者による損害賠償請求訴訟）

（海渡）

次に、最高裁の6・17判決（福島第一原発事故によって全国各地に避難した避難者らが原告となって国や東電に対して損害賠償を求めた訴訟）に進みます。

これは、2022年6月17日に出された最高裁判決です。

この最高裁判決は、4つの高等裁判所の判決を一つにまとめて審理して、国の責任を認めていた仙台高裁、東京高裁、高松高裁の事件を全部ひっくり返して、群馬から上がっていた国の責任を認めないという判決の結論に合わせたものでし

た。

最高裁2022年6月17日判決

原発事故避難者訴訟・各地の判決		国	東京電力
2020年 9月30日	福島訴訟 仙台高裁	○	○
21年 1月21日	群馬訴訟 東京高裁	×	○
2月19日	千葉訴訟 東京高裁	○	○
9月29日	愛媛訴訟 高松高裁	○	○
	最高裁	上告審并 論を経て統 一判断へ	確定

○…賠償責任認める ×…賠償責任認めず

(山陰中央新報2022年4月1日付「原発避難 愛媛も賠償確定 国の責任 速り上告審へ」)

・2022年3月4日、仙台高裁高裁判決と前橋避難者訴訟と千葉避難者訴訟の東京高裁判決の3件の訴訟の上告審を審理する最高裁第2小法廷(菅野博之裁判長)は、東電による上告を棄却し、生活基盤の変化や「ふるさと」を失った損害などとして、いずれも原発事故の賠償に関する国の基準を上回る慰謝料の支払いを命じていた高裁判決が確定した。

・高裁の判断が分かれていた国の責任については、最高裁は4月と5月に、国と住民側双方の主張を聞く弁論を相次いで開くことを決め、弁論を踏まえ統一的な判断が6月17日に示された。

61

このように、高裁での4つの判決は3対1で国の責任を認めていたのに、最高裁は、それを悪い方に合わせた判決と、とりあえず言えると思います。

仙台高裁の生業訴訟の上田判決を見ると、刑事裁判で獲得した証拠に基づいて、

「見送り決定後に世間、自治体、マスコミがなるほどというような説明がすぐには思いつきません。」(これは高尾さんの言葉ですね。)

「869年再評価は津波堆積物調査結果に基づく確実度の高い新知見ではないかと思い、これについてさらに電共研で時間を稼ぐのは厳しくないか？」

(これは酒井さんのメールですね。)

こういう刑事裁判の証拠をちゃんと引用して、このような東電の姿勢は、原子力発電所の安全性を維持し、安全に原子力発電所を管理運営すべき原子力事業者としてはあるまじきものであったとすることははっきり認定しています。

このように、刑事裁判の証拠が、民事裁判でも使われるようになってきて、東電の責任を厳しく指摘する判決が生み出されていったことが分かります。

ところで、この最高裁の第2小法廷は5人裁判官いるのですけれども、最高裁長官の戸倉さんは裁判をやらないのです。長官は裁判をやらないことになってい

て、4人でやっているわけです。

そして、第二小法廷は、菅野博之裁判官、三浦守裁判官、草野耕一裁判官、岡村和美裁判官の4人で第二小法廷は構成されていました。多数意見は菅野裁判官、草野裁判官、岡村裁判官になりました。

ただ一人、三浦守裁判官という前大阪高検検事長だった検察官上がりの最高裁判事だけが国に責任があると判決をしました。大阪高検検事長というのは、検事総長、東京高検検事長に次ぐ検察のナンバー3と言われていて、国の守り神みたいな方ですよ。その人が国に責任があると自信を持って書いた判決を、菅野裁判官、草野裁判官、岡村裁判官は認めなかったのです。重要な点は、多数意見はひどい判決ですが、長期評価が信頼できるかどうかという点については、信頼できると判断していると思われま。計算結果について、信頼できるとしていますから、当然そういうことになると思います。少なくとも信頼ができないとは一切書いていないのです。

そういう意味で、この多数意見はひどい判決ですが、今回の地裁永淵判決・高裁の細田判決とは全然違っていています。そこは一致していないのです。だから、高裁判決をそのまま維持することはできない状態になっていることが重要なポイントとして指摘できると思います。

(大河)

少数意見を書いた三浦裁判官がどういう人か説明していただけますか？

(海渡)

通信傍受法を制定したときの法務省の実務の中心だった人で、ザ・法務省という印象の方でしたね。インターネットで、「三浦守」と検索すると、『組織的犯罪対策関連三法の解説』（2001 法曹会）という立法時の政府見解をまとめたコメントの筆頭共著者だということがわかります。

当時、三浦さんはこの法案の与党協議で、机を挟んで向こう側に座っている責任者で、私は社民党の保坂展人さんの隣に座って、法務省の官僚たちを前に、その法

案を批判していた側でした。テーブルをはさんでいる関係でしたから、あんまり好きな方だったとは言えません。ですが、なぜか最高裁判事になって、すごくいい人になって、夫婦別姓や性同一性障害の戸籍変更などの問題について、人権を保障する素晴らしい判決を次々に言渡してくれています。夫婦別姓についての三浦判事の意見を参考までに紹介すると、「夫婦同氏制は、現実の問題として、明らかに女性に不利益を与える効果を伴っており、両性の実質的平等という点で著しい不均衡が生じている。婚姻の際に氏の変更を望まない女性にとって、婚姻の自由の制約は、より強制に近い負担となっているといわざるを得ない。」「社会経済情勢の著しい変化等に伴い、国民の価値観や意識も大きく変化し、ライフスタイルや家族の生活の在り方も著しく多様化している。取り分け、女性の就業率の上昇とともに、いわゆる共働きの世帯が著しく増加しただけでなく、様々な分野において、継続的に社会と関わる活動等に携わる女性も大きく増加し、婚姻前の氏の維持に係る利益の重要性は、一層切実なものとなっている。」とされていて、私たちの意見に大変近いと思います。

福島原発事故に関する国家賠償責任に関する三浦意見のポイントは、長期評価が信頼できるという、防潮堤以外にも水密化などの防護が必要だったし、それは可能なのだといっている。防潮堤がすぐにできなかったとしても、それができるまでは水密化を講じる必要があったと述べています。まさにこの判決における三浦判事の意見は、東電刑事裁判で指定弁護士が述べてきたことそのものなのです。我々が主張してきたことそのものと言ってもいいと思います。

第4 東電刑事裁判—控訴審判決と、上告審審理の焦点

(海渡)

控訴審判決が出されたのは、もう2年前になるのですね。2023年の1月18日の高裁判決の日に「恥を知れ」って、これ誰が言ったんだろうね。今日この場に

いる人じゃないでしょうか(笑)。怒りの声が上がりましたね。



東京新聞 2023年1月18日付「恥を知れ」と怒りが飛んだ…高裁が出した無罪判決に被災者から怒りの声 東電旧経営陣の刑事裁判」

東京高裁の裁判長の細田さんという方は、裁判官として本当にダメな人でしたね。やる気がないというか、現地にも行かなかつたし、一人の証人調べもしなかつた。一番指定弁護士が怒っていたのは、ポイントを立証できる証人を申請しているのにそれを採用しないでにおいて、判決の中で、検察官側指定弁護士側は立証不足であるといわれれば、怒るのは当然ですよ。

気象庁の地震部長だった濱田信生氏とか、東電の設計技術者の渡辺敦雄氏、この二人は株主代表訴訟では証人採用されて、証言してくれたことが東電役員に13兆円の支払いを命ずる判決の極めて重要な証拠になりました。

ここだけの話で、ちょっとばらしますと、もともとこの二人は刑事裁判の証人になってもらおうと指定弁護士の先生方に紹介して、指定弁護士の皆さんが陳述書を作ってくださいましたのです。刑事裁判で証人採用された時の練習という意味もありますから、株主代表訴訟でも証言してくださいとお願いしたら、承諾がいただけて、株代の方は採用されて、刑事裁判は採用されなかったのです。刑事裁判の方で出してもらうことをすごく願っていたのですが実現できませんでした。私たちは、被害者代理人として、指定弁護士の方々と相談して立証の方向性を話し合っていました。

た。

2023年1月18日に控訴審判決が出ました。判決を聞いていて、大河さん、どう思いましたか？

(大河)

判決の「現実的可能性」という言葉が、すごく耳につきましたよね。津波が襲来する現実的な可能性は誰も分からないと思います。こんなことを求めていたら、次に原発事故がまた起きるなど思いながら聞いていました。



ブログ「風のたより-佐藤かずよし」2023年1月20日
「最高裁に上告を！上申書を提出、東電刑事裁判」

(海渡)

対策を講ずるために、そこで津波が起きることの現実的な可能性がなければ、何もなくていいというのは、もうめっちゃくちゃな判断ですよ。これがおかしいことは、まともな神経の持ち主なら誰でも分かるはずです。こういうことを、本当に判決に書いてしまえるということは、恐るべき知的退廃ですね。



細田啓介裁判長 『司法大観』より

本当に裁判所が、ちゃんと物事を考えてない。自分が判断したことによって、どんな恐ろしい事態が起きるかなんてことも考えてない。とにかくどうもこの事件は、責任を認めちゃいけないと政府機関や最高裁も思われているようだから、それに沿って何か適当に書いとけばいいやって、こういう風に思って書いたのだらうと思いますね。

(大河)

とても酷いですよね。普通の一般の感覚からしても、地震の予測はできていない。それなのに、この原発のここで何mの津波が起きるところまでの予測を現実的にしなければならないと。つまり切迫しているとか、そこまで予測できていないと対策しなくてもいいというのなら、誰もなにもすることはできない。神のみぞ知るということを予測できなければ原発企業の役員は何もしなくてよいと、東京高裁の細田裁判長は堂々と書いてしまっています。とんでもない間違いをしている。言葉にうまく言い表せないほど恥ずかしい判決だと思います。

(海渡)

原発が対応しなければいけない自然現象は、1万年とか10万年に一度しか起きないようなものにも対応すると国際原子力機関 IAEA の基準にもはっきり書いてあるわけです。

そのことは原子力安全委員会の安全目標にも書いてあった。だから、それを基準にするべきなのに、「現実的な可能性」を基準にしてくる。そうしない限り、対策をとらなくてよかったという結論にならないからだと思うのですが、この部分はあまりにもひどい。先ほども言ったように、6・17最高裁判決の多数意見ともこの点は鋭く対立しているのです。

ひどいもの同士を比較してもしようがないのだけれど、6・17最高裁判決は、まだまともなのですよ。これほどひどいことは言ってないのです。だから、これをこのまま維持することは、最高裁としては絶対できないだろうと思います。だから、高裁判決は見直さざるを得ないと思っていて、この事件で10何回も、最高裁行動と呼びかけて、皆さん、ちょっとその迷惑だなと思っている人が、ここにもいるかもしれないけれども、私が確実に勝算があると思っているのはこの部分です。細田判決はあまりにひどい判決であることは明らかです。

(大河)

そして2023年1月24日には指定弁護士の先生方が上告してくださって、上告趣意書は9月に提出しておられます。8ヶ月弱かけて、書かれたということで、高裁判決を破棄しないと著しく正義に反するんだという理由になっています。

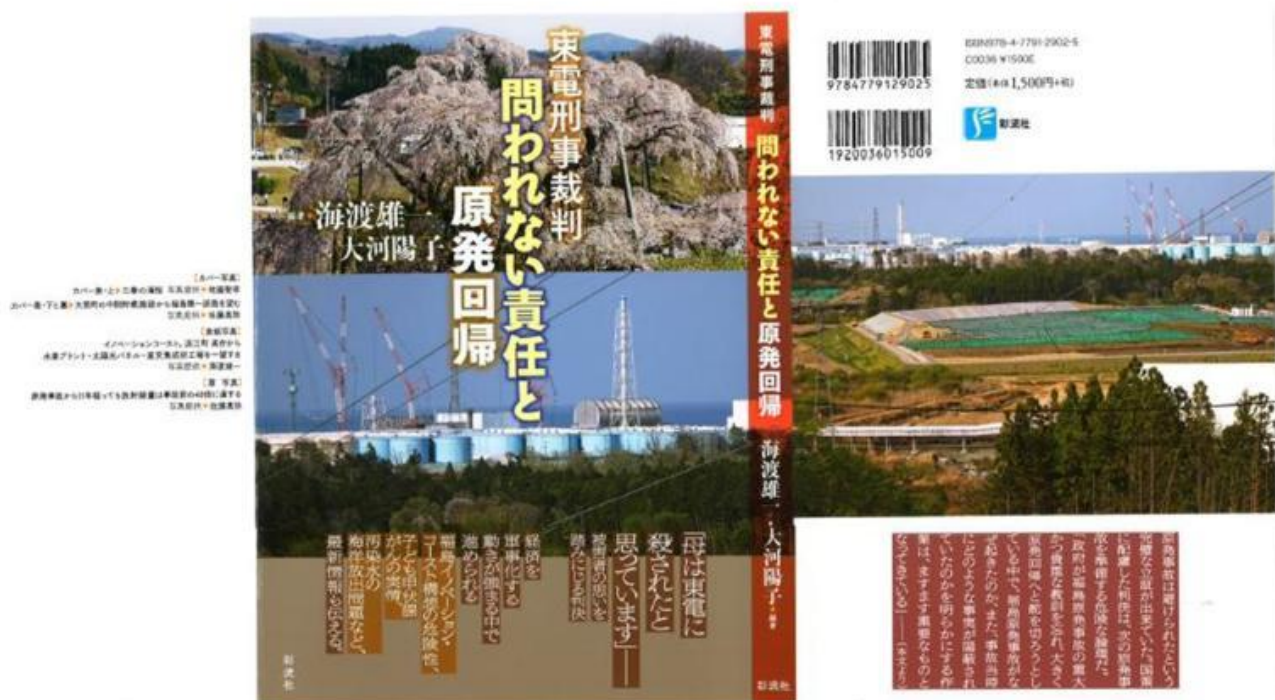


上告趣意書の内容を説明する指定弁護士団（NHK 2023年9月13日「東電強制起訴裁判指定弁護士が有罪主張の書類を最高裁に提出」

(海渡)

ちょっとだけ本の宣伝をすると、大河さんと一緒に書いたこの本に、高裁判決が

いかにひどいかということは、徹底的に書きました。また、福島原発事故の被害が、いかに今も尾を引いているか、2011年の3月11日の前後にどんなことが起きていたのかも書きました。事故の前後にかなり隠されていた事実がたくさんあるので、そういうことも書きました。何かの折に読んでいただければ嬉しく思います。



『東電刑事裁判問われない責任と原発帰郷』

編著：海渡雄一、大河陽子（彩流社 2023年9月刊）

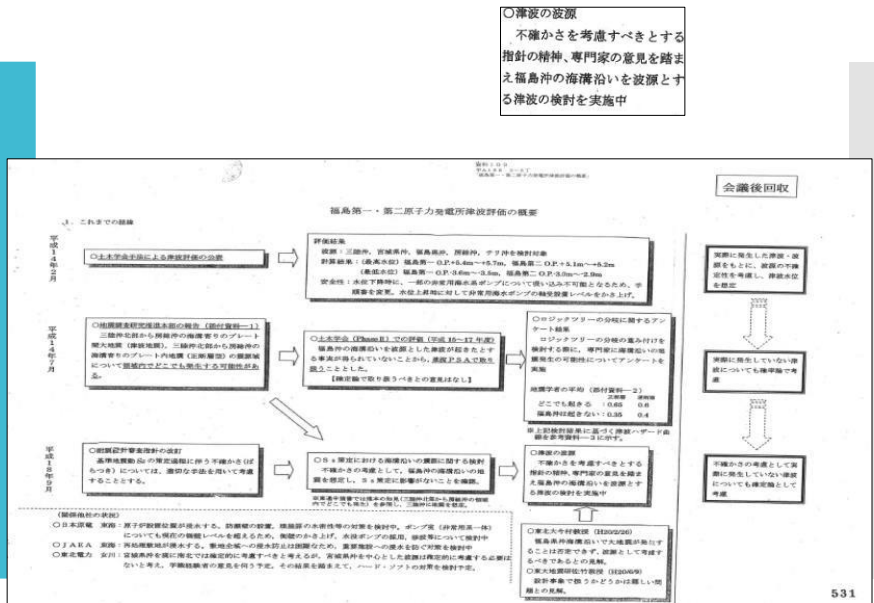
たとえば金森博雄さんというアメリカの地震学会の会長さんが、この赤い線が引いてあるこの部分で、スマトラ地震（M9）に匹敵するような、地震、津波が起き得るということをはっきり2006年に講演してるんですね。長期評価が2002年ですから、その4年後、スマトラの地震が起きた直後の頃にこういうことがあったと、気象庁の地震火山部長を務められた濱田先生に教えてもらいました。

裁判が明らかにした東電内部の話は、今日は時間がありません。でも、2008年6月10日の会合のことだけのご説明しましょう。

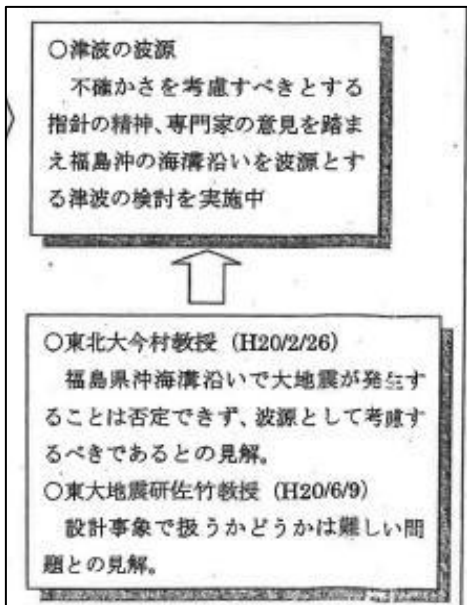
これは武藤栄さんに説明がされた時の資料で、東電の土木グループが総力を挙げ

て作った1枚の中に全部まとまっているものです。ここで書かれていることは、ちゃんと津波対策をしてくださいと経営者に決断を迫るようなことが、全てのマスに渡って書かれています。

2008年6月10日
武藤説明資料
全ての説明は、津波対策の必要性を示唆している



(東電株主代表訴訟甲299の3・資料43)

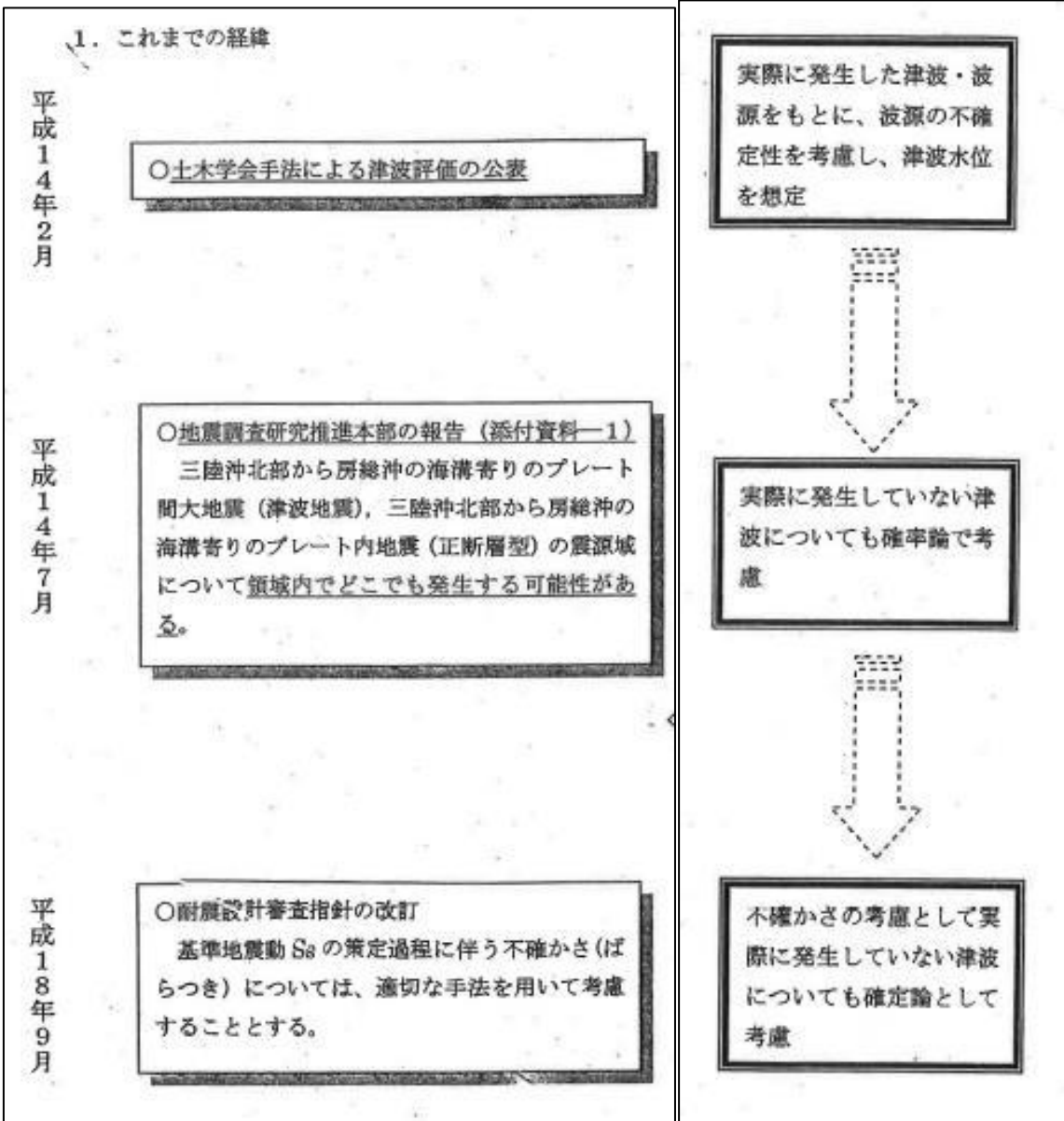


(関係他社の状況)

○日本原電 東海：原子炉設置位置が浸水する。防潮壁の設置、建屋扉の水密性等の対策を検討中。ポンプ室（非常用系一体）についても現在の側壁レベルを超えるため、側壁のかさ上げ、水没ポンプの採用、移設等について検討中

○JAEA 東海：再処理敷地が浸水する。敷地全域への浸水防止は困難なため、重要施設への浸水を防ぐ対策を検討中

○東北電力 女川：宮城県沖を境に南北では確定的に考慮すべきと考えるが、宮城県沖を中心とした波源は確定的に考慮する必要はないと考え、学識経験者の意見を伺う予定。その結果を踏まえて、ハード・ソフトの対策を検討予定。



推本の知見を参照して、東通原発は三陸沖に地震を想定している。それから、東北大の今村文彦教授は、裁判でも、尋問する人によって答えを平気で変えるどっちつかずの人でしたけれども、この時点では、波源として考慮すべきだとはっきり言っているということがメモに残っています。

それから、日本原電(東海第二原発)では、防潮堤の設置、建屋扉の水密性の対策を検討中というふうにはっきり出ています。それから、JAEA(東海村で再処理をやっている会社です。)は重要施設への浸水を防ぐ対策を検討中と明記されています。この辺も今、東電が言っている、防潮堤・防潮壁以外の対策は思いつくこともできなかったという主張と全く矛盾していますね。

そして推本津波は確率論で考慮するとしていたけれども、これは2006年の段階で決定論で考慮することに変えたとはっきり述べられています。

そして、2022年7月13日東電株主代表訴訟の東京地裁の判決では、数年かけて土木学会に検討を依頼するというそのものはギリギリあり得るかもしれない。しかし、その間、何もやらないということは絶対だめですよとっています。何にもやらないでそのまま過ごすことは、実際防潮堤が完成するまで、津波は来ないだろうという認識だったのだろうが、それは過酷事故に対する想像力の欠如、安全性に関する意識、認識の甘さを示すもので、許容できるものではないと判示しています。このような認定に立てば、刑事裁判でも確実に有罪判決が書けるだろうと思います。

刑事裁判の判例理論に関して、ホテルニュージャパン事件の最高裁判決を基にしても、十分に過失責任が取れることは、指定弁護士が作成された上告趣意書に正確に書かかれています。

第5 つねに福島原発事故・双葉病院の悲劇に立ち返る

第5は、写真だけ見てください。これは東電株代訴訟で、裁判所に見せるために現地に行ってきた時の写真です。

第6 東京電力と密接な利害関係を持つ草野耕一裁判官は本件の審理を回避せよ！

(大河)

第6部は、最高裁判事の草野耕一さんがどういう人かということです。

(海渡)

草野さんは、日本最大の法律事務所、西村あさひ法律事務所の代表です。いってみればビジネスマンみたいな人です。法律家というよりはビジネスマンです。後藤秀典さんの『東京電力の変節』という本の中で、西村あさひ法律事務所は東電の事件をたくさんやっているというだけではなくて、新川麻さんという共同経営者は東電の社外取締役だと指摘されました。また千葉勝美さんという元最高裁判事が西村あさひの顧問をされていて、東電に頼まれて東電と国の責任を弱めるような意見書を書いて最高裁に提出していた。そういうことが全部わかりました。そして、菅野博之さんという裁判長は、さすがに西村あさひには天下りはしなかったけれども、



(撮影日：2024年8月12日、撮影者：一審原告ら代理人弁護士大河) (甲1281・6頁)

**上の写真のとおり、双葉病院正門前にある「医療法人
博文会双葉病院」の看板が木々に覆われて大半が見え
なくなっており、また正門の内部も木々が繁茂している。**

(撮影日：2013年6月 Googlemap) 5

長島・大野・常松法律事務所というところに判決直後に天下っている。

長島・大野・常松法律事務所は、東電株主代表訴訟で東電の代理人をしている事務所です。こういう構造になっていることを暴いてくれた後藤さんの本は極めて重大です。これによって、みんなが6・17判決という異常な判決が出されたるに至った司法のゆがんだ仕組みを知ることになりました。

最高裁の裁判長の最高裁時代の上司である千葉勝美に東電が生業訴訟(最高裁に係属していた4件のうちの一事件)に意見書を書かせて提出するということがありました。

千葉勝美さんは、元最高裁判事です。元最高裁判事だから、何が偉いのか全然わからないけれども、元最高裁判事という肩書をつけて意見書を出してきました。大津波襲来の確率については、多面的な評価が成り立ち得るのだから、これを信用しないで、対策を立てなかったからといって、事故を防げなかったという見方に疑問があると述べています。

千葉さんは最高裁にいた人だけれども、最高裁の行政局をやっていた時の直属の部下だったのが菅野さんです。だから最高裁で担当している事件の裁判長の直属の上司だった人間に東電が金を払って意見書を書いて脅しているわけです。いい判決を書いたら、いい就職先を世話してやるよと言ったかどうかはわからないけれども、現実にはそういうことになっている。そして、同じ長島大野出身の裁判官が、岡村和美さんという女性裁判官です。岡村さんが菅野さんの再就職にかかわったかどうかはわかりません。しかし、千葉勝美さんが意見書を出してきた段階で、元東京高裁判事の大塚正之弁護士が、この方は福島県浪江町の津島地区の住民が起こしている津島訴訟の代理人をやっている方ですが、千葉勝美が第2小法廷に意見書を出してきたときに、これはもう結びついていると感じたとおっしゃっています。

しかし、僕らはそこまではわからなかったです。そこまでわからなかったけれども、やっぱり元裁判所にいた人達はそういうふうに使っていたということがわかります。新川さんの夫は財務省の事務次官です。妻は日本最大の法律事務所の共同経

営者で、東電の社外取締役です。すごいですね。こういう世界がこの世の中にあるのですね。

次にご説明しなければならないのは、寺西和史裁判官の事件の話です。彼は、盗聴法の司法審査を裁判官はきちんと司法審査をしていませんよ、みなさん気をつけましょうねと新聞の投書をただけです。ところが、そのことを市民集會に講師として呼ばれて、「行こうとした」だけで戒告の処分をされたわけです。私はそのきっかけを作った盗聴法に反対する集會を主催し、寺西さんを講師に呼んだのです。ところが、そのチラシを見た仙台地裁の所長から寺西裁判官呼び出され、政治的な集會に出てはならないと通告されたのです。私たちは、震えあがって、寺西裁判官の講演は中止したのです。ところが、寺西さんは集會の場に来られて、壇上には上がらないで、参加できなくなった経過を謝罪したのです。ところが、戒告処分の分限裁判が開始されてしまったのです。千人以上の弁護士が代理人となり、一生懸命弁護したのですが、裁判官は外見上も中立公正を害さないよう自律自制すべきだと判断されたのです。この意見には5人の最高裁判事の反対意見が付されていましたが、司法に対する国民の信頼は、具体的な裁判の内容の公正、裁判運営の適正はもとより、当然のこととして、外見的にも中立公正でなければいけないという判断でした。

私にとっては、寺西裁判官の事件の決定を使ってこういう話をするはめになるとは思いもよらなかったです。この判決には疑問もあるのですが、最高裁で言い渡された、最高裁の解釈を示したものであことは間違いないです。

草野さんには、外見上裁判の公正を妨げる理由が十分ありますね。さらに、6.17判決には草野さんの個別意見というのがあるのだけど、これは全然証拠にないことに基づいて書いているのです。どんな資料に基づいて、判決を書いたのかについても疑問が持たれています。

第7 司法に絶望することなく、国民全体で最高裁を監視していこう=東電株主代表訴訟の勝利判決を糧に=

1 東電株主代表訴訟・東京地裁判決

(海渡)

2022年7月13日、東京地裁（朝倉佳秀裁判長）は、福島原発事故について、東京電力の役員の責任を問う株主代表訴訟において、被告勝俣、清水、武藤、武黒の責任を認め13兆3210億円の支払いを命じました。本件とほぼ同じ争点に関して、ほぼ共通する証拠にもとづいて、本件の原審である東京高裁細田コートと真逆の判断を示しました。判決は以下のように述べています。

「原子力発電所において、一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺の環境を汚染することはもとより、国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねないものであるから、原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務があることはいうをまたない（最高裁昭和60年（行ツ）第133号平成4年10月29日第二小法廷判決・民集46巻7号1174頁参照）。」（判決文84頁）

「本件の経緯をつぶさに見ると、東京電力においては、本件事故前、万が一にも過酷事故を起こさないよう、最新の科学的知見を踏まえて、いかなる対策が可能か、またそのリスクの度合いに応じて、いかにそれをできるだけ早く講ずるかという、原子力事業者として、当然に、また極めて厳しく求められる安全確保の意識に基づいて行動するのではなく、むしろ、ほぼ一貫して、規制当局

である保安院等との関係で、自らが得ている情報を明らかにすることなく・・・いかにできるだけ現状維持できるか、そのために、有識者の意見のうち都合の良い部分をいかにして利用し、また、都合の悪い部分をいかにして無視ないし顕在化しないようにするかということに腐心してきたことが浮き彫りとなる。」(判決要旨31頁、32頁)

東京地裁の裁判官たちは、6.17判決の後であったにもかかわらず、東京電力役員の責任を断罪する判決を言い渡すことができました。

この判決の根拠としては、東電刑事裁判の証拠調べの結果がすべて提出されていました。それに加えて、専門家証人4名、被告本人に対する厳しい尋問、現地進行協議がなされています。これだけの証拠調べを踏まえ、自信をもって、この判決は言い渡されているのです。



7月13日の東京地裁判決に喜ぶ原告と支援者（写真：共同通信）

2 能登半島地震から振り返る

(海渡)

2024年1月1日の能登半島地震では、5メートルの隆起が起きました。このような隆起の起きた場所に政府と電力会社は、驚くべきことに、珠洲原発を建てようとしていたのです。

珠洲の住民たちの闘いが、功を奏して、珠洲に原発は建設されなかったおかげで、日本は二度目の破局事故の発生を免れたのです。司法には、次の破局的事故の発生を未然に防ぐ義務があります。そのため、東京高裁の細田判決をそのまま確定させてはなりません。かならず、この誤りを見直さなければなりません。



2024年1月1日能登半島地震で約5メートル隆起した深見漁港周辺 北野進氏フェイスブック投稿より

第8部 まとめ 最高裁で逆転勝利の可能性はある

(海渡)

私は、本件は、最高裁で逆転され、高裁判決が破棄される可能性があると考えています。なぜかという、6・17判決を言い渡した4人の中で、最高裁に三浦守裁判官は残っている。彼は絶対こちらの味方をしてくれるはずで、それで、もともとの菅野さん、草野さんと岡村さんというチームがいて、この3人はダメな多数

意見を書いたわけです。だけど、まず菅野さんがやめて尾島さんが来たのです。尾島さんという方は裁判官出身なのだけれど、僕のリサーチによればとてもいい人らしいです。十分期待が持てる。そうすると、2対2なわけで、草野さんが退任すれば、2対1になる。草野さんは、3月21日で定年退官されます。その時には弁護士会が推薦した弁護士の判事がここに入ってくるはずですよ。

日弁連の最高裁判事の推薦に期待したいところです。いい人が任命されれば、3対1になって完全に逆転できる可能性があるということです。だから、私は十分に逆転の芽があると思っています。

(第二小法廷の草野判事は、3月21日付で退任することが公表されました。そして、その後任には、長く日弁連で活動してきた街弁の高須順一弁護士が最高裁判事に選任されました。損害賠償訴訟の原告の皆さんとも共同して活動してきた我々の高裁判決に対する批判と草野判事の公正性に対する疑問の声は、最高裁と政府を動かし、まともな弁護士会推薦の判事が選任されたのです。これは朗報だと思います。ですから、本件東電刑事裁判の審理・判断については、新任の高須順一裁判官が着任されてから、十分な時間をとって合議を尽くし、東京高裁細田判決を破棄し、事件を事実審理のできる下級審裁判所に差し戻していただくという判断をされるように強く求めるものです。-この項は講演後の状況を踏まえた加筆です。)

(大河)

私も逆転することを信じて毎月通っていますし、毎月、今日もたくさんの方々が来てくださっています。島崎邦彦先生が講演をしてくださるなど、夢にも思わないような事態も起きているので、この刑事裁判の活動はとてもよい方向にまわっていて、広がっていると思います。そういう意味でも逆転は近いのではないかと私も思っております。

以上